

(本資料は、「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」の参考資料として作成した架空の条例です)

【参考】〇〇町(村)職員の給与に関する条例

平成〇年〇月〇日

条例第〇号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与^(注1)とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当をいう。

2 給与は、他の条例及び第3条第2項に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第3条 給料は、〇〇町(村)職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成〇年〇〇町(村)条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に条例で定めるところにより、この職員の給料額を調整する。

(給料表)

第4条 給料は別表第1及び別表第2に定める給料表によるものとする。

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第21条に規定する職員^(注2)以外のすべての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める等級別基準職務表によるものとする。この場合にお

^(注1) 本条例においては、職員の給与としては給料及び手当が想定されており、報酬は想定されていない。そのため、第2条を改正しない限り、本条例においてパートタイム会計年度任用職員の報酬を規定することはできないと思われる。

^(注2) (注3)を参照。

(本資料は、「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」の参考資料として作成した架空の条例です)

いて、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、町(村)長が規則で定める。

- 2 町(村)長は、前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。
- 3 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、第1項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。
(初任給、昇給、昇格等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、町(村)長が規則で定める初任給の基準に従い任命権者が決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は、一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、町(村)長が規則で定めるところにより任命権者が決定する。
- 3 職員の昇給は、町(村)長が規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち町(村)長が規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として町(村)長が規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳(町(村)長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で町(村)長が規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、町(村)長が規則で定める。

(再任用職員の給料月額)

第7条 略

(給料の調整額)

第8条 略

(給料の支給)

第8条の2 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、町(村)長が規則で定める期日に支給する。

(本資料は、「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」の参考資料として作成した架空の条例です)

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降格等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した者が即日職員となった場合又は職員以外の地方公務員若しくは、国家公務員が退職の日に職員となった場合は、その日の翌日から給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第8条の3 略

(扶養手当)

第9条 略

第10条 略

(地域手当)

第10条の2 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第10条の3 略

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給することができる。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町(村)長が規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(本資料は、「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」の参考資料として作成した架空の条例です)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町(村)長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町(村)長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町(村)長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）
- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

(本資料は、「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」の参考資料として作成した架空の条例です)

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員
21,600 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員
24,400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員
26,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員
28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員
29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して町(村)長が規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間(町(村)長が規則で定める通勤手当にあっては、町(村)長が規則で定める期間)に係る最初の月の町(村)長が規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の町(村)長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して町(村)長が規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 か月を超えない範囲内で 1 か月を単位として町(村)長が規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1 か月)をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、町(村)長が規則で定める。

(単身赴任手当)

第 12 条 略

(時間外勤務手当)

第 13 条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務 1 時間につき、第 20 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で町(村)長が規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第 4 項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前 2 項及び次項の規定にかかわらず、勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(町(村)長が規則で定める時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第 5 条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で町(村)長が規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)」とあるのは「100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)」とする。

5 次に掲げる時間の合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 20 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の

各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 第1項の勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町(村)長が規則で定めるものを除く。)の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
 - (2) 第3項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(同項に規定する町(村)長が規則で定める時間を除く。) 100分の50
- 6 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第2項に規定する町(村)長が規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合
 - (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第3項に規定する町(村)長が規則で定める割合を減じた割合
- 7 第4項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する町(村)長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- (休日勤務手当)

第14条 休日勤務手当は、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下

「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

- 2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で町(村)長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第10条第2項の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

(夜間勤務手当)

第15条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(宿日直手当)

第16条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命ぜられた職員に対して支給する。

- 2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき4,800円を超えない範囲内で町(村)長が規則で定める額とする。ただし、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日における宿日直については、5,500円を超えない範囲内で町(村)長が規則で定める額を加算することができる。
- 3 第1項の勤務は、第13条第1項、第14条第1項及び第15条第1項の勤務には含まれないものとする。

(端数計算)

第16条の2 第20条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第13条から第15条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 略

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町(村)長が規則で定める日(次条及び

第 17 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(第 22 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び町(村)長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
- (4) 3 か月未満 100 分の 30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもののうち町(村)長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して、町(村)長が規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で町(村)長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、町(村)長が規則で定める。

第 17 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)

(本資料は、「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」の参考資料として作成した架空の条例です)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、町(村)長が規則で定める。

(勤勉手当)

第18条 略

(特定任期付職員業績手当)

第18条の2 略

(特殊勤務手当等)

第19条 特殊勤務手当及び退職手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町(村)長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第20条の2 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。以下この項及び第22条において同じ。))による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算

(本資料は、「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」の参考資料として作成した架空の条例です)

して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額に関し必要な事項は、町(村)長が規則で定める。

(再任用職員についての適用除外)

第20条の3 第9条、第10条及び第10条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

(非常勤職員の給与) ⇒**削除**^(注3)

第21条 常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員及び法第22条の2第1項により採用された職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)

については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

2 前項の常勤を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

(会計年度任用職員の給与)

第21条の2 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。^(注4)

(休職者の給与)

第22条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまで

^(注3) 会計年度任用職員の給与について条例で規定する場合には、この第21条第1項から会計年度任用職員を除外することが必要と思われる。

ここで、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除外すると、一般職の非常勤職員であって、かつ予算措置のみで給与を支給するものは存在しなくなることから(任期付短時間勤務職員については、本条例及び本条例の特例を定めた条例(任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例)の適用により給料が決定されるのが一般的と思われる。)、第21条自体を残す意味はなく、削除することが適当と考えられる。

^(注4) 会計年度任用職員の給与について別途条例で定める場合は、本条例の適用をなくすためその旨を規定する必要があると考えられる。

(本資料は、「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」の参考資料として作成した架空の条例です)

は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 法第 28 条第 2 項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前 4 項に定める給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 17 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡したときは、第 17 条第 1 項の規定により、町(村)長が規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、町(村)長が規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定を準用する。この場合において、第 17 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは、「第 22 条第 6 項」と読み替えるものとする。

第 23 条 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第 24 条 職員に給与を支給する際、その給与から控除することができるものは、別に法令で定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 〇〇町(村)職員互助会の会費
- (2) 団体扱いの生命保険及び損害保険の保険料
- (3) 〇〇県市町村職員共済組合の行う普通貯金に係る貯金及び貸付金の償還金
- (4) その他職員が給与からの控除を申し出たもので、町(村)長が適当と認めるもの

(雑則)

第 25 条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町(村)長が規則で定める。

附 則 (以下略)